

日本共産党を代表されました高木議員の御質問に
お答えいたします。

初めに、新年度予算についてであります。

経済成長と財政健全化の両立は、
国に課せられた課題であると考えており、
国においては、国民が安心して暮らすことができるよう
本格的な景気回復に向けた施策を切れ目なく
実施されることを願いたしております。

また、本市の新年度予算編成では、
時代の変化を予見し、時代に応じた
仕組みづくりを行っていくことが、
持続可能な行財政運営に 繋がるものであるという
強い信念をもって 取り組んだところであります。

そうした中、市民の皆様に
我慢をしていただく部分も ございますが、
将来を見据えた 福祉施策の実施や、

協働を基底とした「新たな仕組みづくり」と、
それを担う「人づくり」の深化、
現下の厳しい経済状況に対する 経済対策などに、
特に意を用い、真の豊かさの実現に向けて、
再起動する年にふさわしい予算を
編成したものであります。

以上

次に、ＴＰＰについてであります。

ＴＰＰへ参加した場合の本市農業への影響額であります。その基となる市町村のデータが公表されていないため、試算は困難であります。

ＴＰＰは農業や医療、福祉など幅広い分野で大きな影響を及ぼすものであり、情報をわかりやすく国民に開示し、国民的な議論を深めることが重要であると考えております。

以上

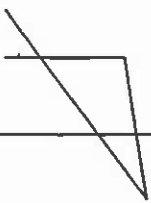
次に、医療・福祉行政についてであります。

まず、「介護予防・日常生活支援総合事業」についてであります。

この事業は、要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者に対して、心身の状態の維持、改善を目的とした予防サービスや配食・見守りのなどの生活支援サービス等を一体的に提供するものであります。

要介護認定において「要支援」と「非該当」を行き来するような高齢者に対し、切れ目のないサービスの提供が可能となる等の利点があり、地域における高齢者の生活支援の強化と介護サービス提供基盤の拡充につながるものと考えています。

また、介護サービスの質の確保は、



事業を円滑に運営するうえで不可欠なものであり、
各種研修会や講習会、また、実地指導等を通じて
徹底してまいります。

なお、この事業のサービスは、
利用者が選択することとしており、
要支援者が、それまで受けていた「介護予防サービス」の
利用を制限するものではありません。

以 上

次に、生活保護についてであります。

まず、本市における生活保護の捕捉率であります。

捕捉率を算出するためには、

各世帯の所得や預貯金等あらゆる資産を

把握する必要がありますが、その把握は困難であり、

算出することはできません。

次に、生活保護基準の見直しによる

他の制度への影響についてであります。

他制度への影響については、

国において、

できる限り影響が及ばないよう対応することを、

基本的考え方とされており、

適正^なに対応されるものと考えております。

以 上

次に、福山市民病院 附属 加茂診療所の廃止について
であります。

加茂診療所では、患者さんのほとんどが、
加茂町、山野町の住民であることから、
加茂学区、広瀬学区、山野学区の
自治会・町内会連合会長と協議し、学区の実情に応じて、
連合会の役員あるいは単位町内会長等に対して
説明を行ってきたところであります。

説明会では、医師確保の課題や
加茂地域の医療環境の変化、患者数の減少、
施設の老朽化、収支状況など
廃止の決断に至る理由について説明し、
一定の御理解をいただいたところであります。

また、106床の増床をはじめ
病院機能の充実に取り組んでいる市民病院からの

日常的な医師派遣については困難であることも説明し、御理解をいただきました。

現在、本年３月末での廃止に向けて、患者さんの希望される医療機関への紹介を行っているところであり、引き続き患者さんの意向に沿いながら丁寧な対応に努めてまいります。

なお、医師確保のための奨学金制度については、広島県や県内市町等で設立した財団法人 広島県 地域保健医療 推進機構において実施している制度を活用してまいります。

以 上

次に、「福山市重症心身障害者福祉年金」についてであります。

まず、生活実態についてであります。

障がいのある人の実態を踏まえ、自立支援医療、年金、手当等の国の社会保障制度は、年々充実し、さらに、障がい福祉サービス等においても、多様なサービスを実施しており、自己負担につきましても、2010年（平成22年）から、低所得者は無料で利用できるようになっております。

このように、所得保障や自己負担の軽減など、障がい者の生活状況に合わせた制度の改善がなされております。

また、障がいのある人やその家族の高齢化が進んでおり、「第3期福山市障がい福祉計画」のアンケート調査では、

「生活するうえで、今後特に必要と考えるもの」では、
「相談できる場所の充実」の要望が、
「今後利用したいサービス」では、
「お金や財産の管理」の要望が高くなっております。

このため、単市の給付制度である

「障害者福祉年金」を廃止するとともに、
広く障がいのある人や高齢者にとって必要とされる
相談や生活支援の事業へ施策転換していく必要があると
判断したものであります。

見直しの内容については、
障がいのある人が、地域で安心して生活できるよう、
「基幹相談支援センター」を設置し、
障がいの特性に応じた、きめ細やかな相談支援を
行うための体制を充実するとともに、
併設する「障がい者虐待防止センター」において、
障がいのある人に対する、虐待の未然防止、
早期発見・早期対応を図ってまいります。

また、「権利擁護支援センター」を設置し、
成年後見制度の相談や利用支援、市民後見人の養成、
見守りなど、判断能力が十分でない障がいのある人や

高齢者の生活を守るための支援を行います。

今後も、障がいのある人や高齢者が、
安心して暮らせるよう、将来を見据えた
福祉施策の推進に取り組んでまいります。

以上

次に、長寿祝金についてであります。

長寿祝金は、長寿の節目に到達された高齢者の皆様に、
長寿をお祝いし 敬老の意を表するため、
実施してきたものであり、本市の発展に、
長年にわたりご尽力いただいた
高齢者の皆様に対する感謝と敬意の気持ちに
変わりはありません。

そのため、地域と協働して実施しております
「敬老会」を、今後、
一層心のこもった催しとなるよう工夫するなど、
高齢者の皆様に対する心からの感謝の気持ちをお
伝えしてまいりたいと考えております。

なお、今回の見直しは、今後の高齢化の進展の中で、
認知症や一人暮らし高齢者の増加が見込まれることから、
個人給付事業から高齢者の皆様が

安心して地域で暮らし続けることができる

「仕組みづくり」へ施策の転換を図るもので、
高齢者の権利擁護や虐待防止等の充実を
目指すものであります。

引き続き、高齢者の皆様が地域で安心して
暮らし続けることができるよう取り組んでまいります。

以 上

次に、国民健康保険についてであります。

まず、国保被保険者の負担についてであります。

国保制度は、他の医療保険制度に比べ、
加入者の平均年齢が高く、所得水準が低いという
構造的な課題を抱えております。

しかしながら、相互扶助を基本とした
医療保険制度であることから、所得にかかわらず、
一定の負担を頂かなければ ならない仕組みと
なっております。

新年度の予算編成に当たっては、後期高齢者支援金や
介護納付金の拠出額が増加するという
厳しい状況にありますが、財政調整基金の活用や
一般会計からの基準外の繰り入れにより、
保険税額の抑制を図ったところであります。

次に、資格証明書につきましては、
被保険者間の負担の公平性や制度の安定運営の観点から、
負担能力があるにもかかわらず、
納税に誠意が見られない世帯に対して
交付しているものであります。

引き続き、納税相談や実態調査などにより、
生活状況を見極める中で、
被保険者の医療の確保を基本に、交付抑制に向け
取り組んで参る考えであります。

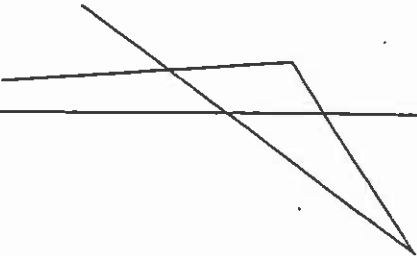
以 上

次に、特定健診についてであります。

本市においては、2011年（平成23年）1月に市内の214医療機関を訪問し、特定健診の現状説明や治療中の被保険者への受診勧奨の協力依頼を行いました。

その後も継続的に、医師会との協議会を開催していることも、受診者の増加につながっていると考えております。

また、健診結果から特定保健指導の対象にはならないものの、指導が必要な人には本市独自に訪問活動を実施しているところであり、今後も効果的な受診率向上策に取り組むこととしております。



次に、がん検診につきましては、
健康を維持する予防の観点から、
定期的な受診が重要であり、
本市においては、胃がん検診、子宮がん検診において
市独自に内視鏡検査や液状化細胞診検査を導入するなど、
精度が高く 受けやすい検診となるよう
努めているところであります。

また、健康保持への一人ひとりの自覚を促し、
世代間の公平性を確保する視点から、
高齢者の自己負担について、低所得世帯へ配慮しつつ、
一定の負担をお願いすることと したものであります。

今後も、検診の重要性について
積極的な啓発に努めることとしております。

以 上

次に、建設・都市行政についてであります。

まず、瀬戸学区山北地区への
依頼文書における「地区」とは、
山北上^{かみ}、山北中^{なか}、山北下^{しも}の3町内会のことです。

また、今後の事業につきましては、引き続き、
関係住民に理解と協力を求める中で推進していく旨を、
事業者である国・県から伺っております。

次に、福山サービスエリアへの、
スマート・インターチェンジ設置につきましては、
周辺の住環境や道路状況を考慮し、利用時間や対象車種に
制限を設けることと致しております。

また、国道2号からのアクセス道路につきましては、
今後、公安委員会等と協議し、
安全性の確保を図って参ります。

以上

次に、水路転落防止対策についてであります。

緊急箇所整備事業の今年度末までの整備延長は、
約91キロメートルと見込んでおります。

新年度の予算につきましては、
今年度より2000万円増額の1億4400万円を
計上しております。

引き続き、自治会・町内会等の合意の得られた箇所から
対策を実施する予定であり、
これらの進捗状況を見る中で、
残りの区域の調査を行う予定であります。

南手城町での対策工事につきましては、
3月末完成に向け、取り組んでいるところであります。

また、手城地区の転落防止対策につきましては、
自治会連合会をはじめ、土木常設員、水利関係者と

整備に向けて協議を行っているところであります。

次に、合併町の市街化区域の整備につきましては、緊急箇所整備事業で対応しております。

また、市街化調整区域内における転落防止対策につきましては、地元からの要望により、現地の状況に応じて、交通安全施設整備事業で対応しております。

緊急箇所整備事業は、市の重点事業として、今後も、地元と連携を図る中、緊急性のあるところから転落防止対策を実施し、安心で安全なまちづくりに努めてまいります。

以上

次に、川南土地区画整理事業についてであります。

公共団体が施行する場合は、
地権者の同意を確認する手続は、
法令に定められておりませんが、
これまでも継続して、地権者の合意形成に
努めてきたところであります。

次に、川南地区は、神辺駅や国道 182 号に近接し
発展のポテンシャルが高い地域にもかかわらず、
公共施設整備の遅れから、
スプロール化が進んでいる状況にあります。

このため、当地区を面的に整備改善することの出来る
優れた整備手法である土地区画整理事業を
備後圏都市計画事業として実施するものであります。

土地区画整理事業は、

面的に、快適で良好な生活環境を確保する事業であり、
下水道整備のみならず、
生活環境全体の整備そのものであります。

引き続き、早期の事業着手に向けて、
地権者の一層の理解が得られるよう
取り組んで参ります。

以上

次に、競馬事業についてであります。

まず、相談状況でありますが、
ハローワークとの緊密な連携のもと、
常に最新の求人情報の提供と
生活全般に係る 幅広い相談に
応じております。

また、競馬事業廃止に係る協力金につきましては、
現在、競馬関係者の各団体と
継続的に協議を行っておりますが、
このうち、きゅう舎関係者の騎手部会とは、
基本合意に至っております。

次に、跡地利用については、
現時点では未定であります。
将来の本市の発展に資するような活用を
今後、検討して参ります。

次に、累積赤字についてであります。

累積赤字を残したまま
会計を閉鎖することはできないため、
年度末に収支を確定させた上で、
その不足を一般会計から補填するべく、
準備を進めているところであります。

以上

教育行政についてお答えいたします。

中学校給食についてであります。

本市では、食育基本法に基づいて
福山市食育推進計画を策定し、
食文化の継承や地産地消、食の安心・安全に
数値目標を掲げ取り組んでいるところです。

中学校における食育につきましては、
学校ごとに食に関する指導の全体計画を立て、
社会科、理科、保健体育科、技術・家庭科、
道徳、特別活動など、
教科と関連を図りながら、取り組んでおります。

また、弁当の日などの取組により、
生徒の食育に対する理解の推進を図っております。

なお、中学校給食につきましては、

困難な課題があり，現行のミルク給食を
継続してまいりたいと考えております。

以上